

補助金の額（イメージ図）

（１）原則、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。

(a) 補助対象経費の2/3

(b) { ① 倒壊すれば前面道路等を閉塞するもの…60万円
② 上記以外で倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼすもの…30万円

| | |
|--|----------------|
| 除却工事費 | |
| 除却工事に要した費用の80% <small>※家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く ※国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費の80%を上限</small> | |
| 補助対象経費 | |
| (a) 補助対象経費の 2/3 | 補助対象経費の 1/3 |
| 補助金 (b) 上限60or30万円 | 自己負担額 |

（２）ただし、上記（１）の①に該当するもののうち、特定空家等相当であり、周辺への影響が極めて大きく緊急性が高いものであって、申請者が低収入である場合は、補助金の額は次の(a)または(b)のいずれか少ない額となります。

(a) 補助対象経費

(b) 120万円

※ 市の特定空家等認定基準において、認定レベルⅣ相当のものが対象となります。

※ 低収入とは、対象者の世帯全員の月額所得の合計が15万8千円以下である場合などをいいます（鳴門市営住宅条例第6条第1項第3号に規定する要件を満たすもの）。

| | |
|--|--|
| 除却工事費 | |
| 除却工事に要した費用の80% <small>※家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下埋設物は除く ※国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費の80%を上限</small> | |
| (a) 補助対象経費 | |
| 補助金 (b) 上限120万円 | |
| 自己負担額 | |